

りそなゴールド《セゾン》ビジネス規約

条項番号	旧内容	新内容
第2条	(1)カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員・使用者等に貸与するものです。会員・使用者等はカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。	(1) カードの表面には、使用者会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面（3桁）に印字される数値をいう）等（以下総称して「カード情報」という）を印字した会員の申込に応じたカードを発行し、使用者には会員を經由してカードを貸与します。使用者はカードを受取られたと同時に、カードの署名欄に自署するものとします。会員・使用者等は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。
	(2)カードの利用はカード表面に印字された使用者本人に限定され、カードを貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などはできません。	(2)カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカードに印字された会員本人以外には使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は会員の負担とします。
	(3)使用者には会員を經由してカードをお届けします。使用者はカードを受取られたと同時に、カードの署名欄に自署するものとします。	(3)会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはなりません。
	(4)会員もしくは使用者が(1)(2)(3)に違反して、他人にカードを利用させまたは利用されたことによる損害は、会員および使用者の負担となります。	(4)カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員・使用者等が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
第3条	(2)(1)の有効期限までに特に会員もしくは使用者からの申出がなく、当社が引き続き会員および使用者として認めた方には、新しい有効期限のカードを送付します。	(2)(1)の有効期限までに特に会員もしくは使用者からの申出がなく、当社が引き続き会員および使用者として認めた方には、カードを更新いたします。
第4条	(1)使用者は、使用者の届出時に使用者の暗証番号も届出るものとします。その場合、使用者の生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、使用者本人以外の方に知られないよう注意するものとします。使用者の暗証番号の管理については、会員も使用者本人とならんで管理の責任を負うものとします。なお、暗証番号の届出は、会員を經由して使用者本人が行うものとします。	(1)使用者は、使用者の届出時に使用者の暗証番号も届出るものとします。その場合、使用者の生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、使用者は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。使用者の暗証番号の管理については、会員も使用者本人とならんで管理の責任を負うものとします。なお、暗証番号の届出は、会員を經由して使用者本人が行うものとします。
	(2)使用者が、使用者本人以外の方に暗証番号を知らせ、または知られたことから生じた損害は、会員および使用者の連帯による負担とします。ただし、会員および使用者のいずれにも故意または過失のなかったことが当社で確認できた場合は、会員および使用者の負担とはなりません。	(2)使用者が、使用者本人以外に暗証番号を知らせ、または知られた場合、これによって生じた損害は、会員および使用者の連帯による負担とします。ただし、会員および使用者のいずれにも故意または過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

条項番号	旧内容	新内容
	(3)会員および使用者から暗証番号の届出がない場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録する場合があります あることをあらかじめ承諾するものとします。	(3)会員および使用者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります あります。
第6条	(2)当社が認める店舗または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名にかえて暗証番号、 カード番号等カード上に記された情報のいずれかまたは両方 を入力する方法等により、商品等の提供を受けることができるものと します。	(2)当社が認める店舗または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名にかえて暗証番号、 カード情報の いずれかまたは両方を入力する方法等により、商品購入できるものと します。
	(3)カードの利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認を します 。確認の内容によって、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。また、 貴金属・金券類・パソコン等の一部の商品では、カードの利用を制限する場合があります。	(3)カードの利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認を を行います 。確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。 会員・使用者等は、換金または違法な取引を目的とするカードの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限する場合があります。
	(4)カードの利用可能枠は、会員および使用者からの利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、 当社が必要と認めた場合に変更し、または利用を停止します。また、当社が特に認めた場合を除き、利用可能枠を超えてのカードの利用はできません。	(4)カードの利用可能枠は、会員および使用者からの利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、 法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、または利用を停止します。また、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えた利用はできません。
	(7)会員は、換金を目的とする商品購入は できません。	削除
第8条	(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」という)との取引に かかわる 継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、 当社が会員および使用者のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払いすることを了承し、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うものとします。	(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」という)との取引に (以下「サービス契約」という)にかかわる 継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、 会員は、会員・使用者等がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものでありその責任は会員の負担となること、および当社が会員および使用者のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払うことを承認のうえ、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うものとします。
		(3)カード情報が変更された場合は、 会員・使用者等において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申し出てください。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業者に通知することがあります。

条項番号	旧内容	新内容
	<p>(3) 会員および使用者またはカード解約した元会員および元使用者(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその利用代金を第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)により支払うものとします。</p> <p>(4) カードが解約または利用停止となった場合は、当社が継続的サービス事業提供者に対する利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望する場合は、直接継続的サービス事業提供者との間で変更手続きを行うものとします。</p> <p>(5) 会員および使用者は、各契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を遵守するものとします。</p>	<p>(4) 会員および使用者またはカード解約した元会員および元使用者(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその利用代金を第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)により支払うものとします。</p> <p>(5) カードが解約または利用停止となった場合は、当社が継続的サービス事業提供者に対する利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望する場合は、直接継続的サービス事業提供者との間で変更手続きを行うものとします。</p> <p>(6) 会員および使用者は、各契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を遵守するものとします。</p>
第9条	<p>(1) 商品購入代金の支払方法は、預金口座振替依頼書等にて会員より指定された金融機関口座からの自動振替とします。支払金額は商品購入代金を毎月末日に締切り(以下「締切日」という)、(2)の方法により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「支払日」という)に支払うものとします。なお、事務上の都合により支払い開始が遅れることがあります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。</p>	<p>(1) 商品購入代金の支払方法および支払金額は、以下のとおりとします。①お支払いは、会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。②支払金額は商品購入代金を毎月10日(以下「利用締切日」という)に締切り、当月14日(以下「利用算定日」という)に(2)により算定した額とし、翌月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「支払日」という)に支払うものとします。③事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。</p>
	<p>(2) カード利用代金の支払いは1回払いのみとします。</p>	<p>(2) カード利用代金の支払いは1回払いのみとします(支払回数:1回)。</p>
	<p>(3) (1)(2)により支払う金額(以下「請求金額」という)は、会員あてにあらかじめ利用明細書でお知らせします。使用者には利用明細書はお送りしません。請求金額については利用明細書受取り後20日以内に、会員から特に申出のない場合は、承認したものとします。</p>	<p>(3) (1)(2)により支払う金額(以下「請求金額」という)は、会員あてにあらかじめ利用明細書で通知します。使用者には利用明細書はお送りしません。会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。請求金額、利用内容、その他ご利用明細書に記載の内容については当該通知受取り後20日以内に、会員から特に申出のない場合は承認したものとします。</p>
第10条	<p>請求金額の支払いが遅れた場合は当該金額に対し、また第21条(期限の利益の喪失)により支払期日前に全額支払うことになった場合は商品等購入代金残債務の全額(未請求分も含む)に対し、各支払日の翌日から支払完了に至るまで、年14.6%で計算された遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第14条(融資金の支払方法等)(2)を適用します。</p>	<p>請求金額の支払いを遅滞した場合は当該金額に対し、また第21条(期限の利益の喪失)により支払期日前に全額支払うことになった場合は商品等購入代金残債務の全額(未請求分も含む)に対し、各支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算された遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第14条(融資金の支払方法等)(2)を適用します。</p>
第11条	<p>購入した商品の所有権は、支払いが完了するまで当社にあるものとします。</p>	<p>購入した商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されます。</p>

条項番号	旧内容	新内容
第14条	(1)キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)および利息(融資金と利息を合わせ、以下「融資金等」という)の支払方法は、利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング払い」という)、または一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかを指定できます。	(1)キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)および利息(融資金と利息を合わせ、以下「融資金等」という)の支払金額は、融資金等を毎月末日(以下「融資金締切日残高」という)に締切り、翌月14日(以下「融資金算定日」という)に(2)(3)により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)に定めるお支払日と総称して、以下「お支払日」という)に、お支払いいただきます。
	(2)融資利率は、カード送付時の書面等にてお知らせした利率を適用します。なお、お知らせした利率は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第20条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせしたときの残高を含め、変更後の手数料率および金額が適用されます。	(2)融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。なお、お知らせした利率は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第20条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせしたときの残高を含め、変更後の手数料率および金額が適用されます。
	(3)利息は、利用日の翌日から支払日までを日割計算した金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はありません。	(3)利息は、利用日の翌日から支払日までを日割計算した金額とします。なお、融資利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はありません。
	(4)融資金の締切りならびに(1)の方法により支払う金額(以下「返済金」という)の支払日、その他の支払方法については第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)を、返済金の請求通知等については第9条(3)をそれぞれ適用します。なお、会員が当社の事前了解を得て、当社 の定めた方法 により支払日前に返済することもできます。 この場合利息については、利用日の翌日からを日割計算した金額とします。ただし、当社の事前了解なしに早期支払いをした場合は未経過利息の返金はしません。	(4)融資金の締切りならびに(1)の方法により支払う金額(以下「返済金」という)の支払日、その他の支払方法については第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)を、返済金の請求通知等については第9条(3)をそれぞれ適用します。なお、会員が当社の事前了解を得て、 当社所定の方法(当社が指定するATMまたは事前に当社申出のうえ、当社指定口座への入金)により支払日前にお支払いも可能です。この場合利息は、利用日の翌日からの日割計算によります。ただし、当社の事前了解なしに早期支払いをした場合は未経過利息の返金はしません。
	(4)(2)または(3)の規定にかかわらず、利用日に返済する場合には、1日分の利息を支払うものとします。	(5)(3)または(4)の規定にかかわらず、利用日に返済する場合には、1日分の利息を支払うものとします。
(5)当社は、貸金業法第17条および同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスの利用・返済の都度交付するか、または、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。なお、毎月一括記載による交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスの利用を制限または中止することができます。	(6)当社は、貸金業法第17条および同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスの利用 または返済の都度交付するものとします。ただし当社が当該書面に代えて毎月一括記載する方法により交付することについて会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により書面を交付できるものとします。	
第16条	会員または使用者から 支払われた金額が、支払債務全額を完済するに 足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法により いずれの債務にも 充当できるものとします。	会員または使用者から お支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に 足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法により いずれの債務にも 充当できるものとします。

条項番号	旧内容	新内容
第17条	(1)会員および使用者は、カードを紛失したり、盗難にあわれた場合(以下「紛失等」という)、速やかに当社へ連絡し、当社の定めた書面を提出のうえ、所轄の警察署に届出するものとします。なお、被害状況等を当社が調査する際には、協力するものとします。	(1)会員および使用者はカードを紛失したり、盗難にあわれた場合またはカード情報を不正取得された場合(以下「紛失等」という)、会員および使用者は速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面を提出のうえ、所轄の警察署に届出するものとします。なお、被害状況等を当社が調査する際には、協力するものとします。
	(2) ⑤第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。	(2) ⑤第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第4条(2)ただし書きに該当する場合を除きます。
	(2) ⑦(1)の届出書面に虚偽の申告があった場合、または正当な理由なく被害状況の調査に協力いただけない場合。	(2) ⑦(1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により(1)の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合または正当な理由なく被害状況の調査に協力いただけない場合。
第18条	(1)カードが紛失、盗難、汚破損等により利用できなくなった場合には、会員および使用者は当社が定める手続きをとり、当社が認めた場合に再発行します。この場合、会員および使用者は当社が定めるカード再発行費用を負担するものとします。なお、カード再発行費用については、第8条(弁済金等の支払方法等)(2)②に定める1回払いとして取扱います。	(1)紛失等によりカードが使用不能になった場合または、カードの汚破損等により会員および使用者が再発行を希望する場合には会員および使用者は当社が所定の手続きをとり、当社が認めた場合に再発行します。この場合、会員は当社所定のカード再発行費用を負担するものとします。
	(2)(1)によりカードを再発行した場合、会員は継続的サービス事業者の要請により会員番号等の変更情報等が当社から当該継続的サービス事業者提供者に通知されることをあらかじめ承認するものとします。	(2)(1)によりカードを再発行した場合、会員は継続的サービス事業者の要請によりカード情報の変更を当社から当該継続的サービス事業者提供者に通知する場合があることをあらかじめ承認するものとします。
第19条	(1)会員および使用者は、会員の住所、名称、電話番号、事業内容、会員の実質的支配者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項等の届出事項に変更があった場合速やかに当社へ届出するものとします。使用者について、住所、氏名、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項等の変更があった場合も同様とし、使用者は会員がこれを届出ることに異議がないものとします。	(1)会員および使用者は、会員の住所、名称、電話番号、事業内容、会員の实質的支配者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項(取引目的を含みます)等の届出事項に変更があった場合速やかに当社へ届出するものとします。使用者について、住所、氏名、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項等の変更があった場合も同様とし、使用者は会員がこれを届出ることに異議がないものとします。
	(2)変更となった旨の連絡がなかったために、当社が本会員にお届けする請求書、通知書等が未到着の場合でも通常通りに到着したとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きがとれなかった場合を除きます。	(2)当社が会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合それはそれが、未到着のときでも通常通りに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きがとれなかった場合を除きます。

条項番号	旧内容	新内容
第20条	当社は本規約の一部もしくはすべてを変更する場合は、当社ホームページ(http://www.resonacard.co.jp)での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に使用者の一人でも カードを利用した場合は、 会員ならびに使用者としてその内容を承認したものとみなします。	当社は本規約の一部もしくはすべてを変更する場合は、当社ホームページ(http://www.resonacard.co.jp)での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に使用者の一人でも 本規約に基づく利用があった場合またはお知らせ後1か月の経緯をもって、 会員ならびに使用者としてその内容を承認したものとみなします。
第24条	(1)その他以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。 ②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)を負担するものとします。なお、支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)(1)を、請求通知等については第8条(3)をそれぞれ適用します。	(1)その他以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。 ②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)を負担するものとします。
	③会員の都合により第9条(カード利用代金等の支払方法等)、第14条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を 取消された 場合についても会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、 第15条(遅延損害金)の遅延損害金に含まれるものとします。	③会員の都合により第9条(カード利用代金等の支払方法等)、第14条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を 喪失した 場合についても会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、 利息制限法および出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。
	⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が 生じた 場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。	⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が 生じた または、 カード情報を不正取得された 場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。
		⑥当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性がある と判断した 場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入およびキャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。 ⑦前号の場合に、当社がカードを無効化のうえ カードの再発行手続きをとることがあること。

条項番号	旧内容	新内容
	<p>⑥当社が会員もしくは使用者に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、会員もしくは使用者の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出を求めることがあること。</p> <p>⑦当社が会員もしくは使用者に対し、与信および与信後の管理、請求金額または返済金の回収のため確認が必要な場合に、会員もしくは使用者の自宅、携帯電話、勤務先およびその他の連絡先に電話確認を行うことがあること。</p> <p>⑧第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)の口座振替による支払いが連続して13ヵ月以上なく、その後の利用があった場合、届出の金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑨⑧の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等の提出を求めることがあること。</p> <p>⑩当社が会員および使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑪カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p>	<p>⑧当社が会員もしくは使用者に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、会員もしくは使用者の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出を求めることがあること。</p> <p>⑨当社が会員もしくは使用者に対し、与信および与信後の管理、請求金額または返済金の回収のため確認が必要な場合に、会員もしくは使用者の自宅、携帯電話、勤務先およびその他の連絡先に電話確認を行うことがあること。</p> <p>⑩第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)の口座振替による支払いが連続して13ヵ月以上なく、その後の利用があった場合、届出の金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等の提出を求めることがあること。</p> <p>⑫当社が会員および使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑬カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p>
		<p>⑭当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</p>
	<p>(2)会員および使用者は、会員および使用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員および使用者が暴力団員等または、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、調査しカードの利用を停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員および使用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p>	<p>(2)会員および使用者は、会員および使用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員および使用者が暴力団員等または、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、調査しカードの利用を停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員および使用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p>
	<p>(3)当社が会員および使用者について「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に書面の提出および申告を求めることができるものとします。また、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要であると判断した場合には、当社は、所定の追加確認ができるものとします。</p>	<p>(3)当社が会員および使用者について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認ができるものとします。</p>
第25条	<p>(1)当社は会員もしくは使用者が以下のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく会員資格もしくは使用者資格の取消し、カード利用の停止、利用可能枠の変更等をすることがあります。また、会員および使用者は当社からカードの返却、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。</p>	<p>(1)会員もしくは使用者が以下のいずれかに該当した場合は、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等をの処置をとることがあります。また、当社からカードの返却、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。</p>

条項番号	旧内容	新内容
	①第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書の提出がないとき、または第24条(その他承諾事項)(1)⑨の場合に預金口座振替依頼書等の提出がないとき。	①第9条(カード利用代金等の支払方法等)(1)①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書の提出がないとき、または前条(1)⑩の場合に預金口座振替依頼書等の提出がないとき。
	④信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。	④個人信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。
	⑥第6条(カードの利用方法等)(6)に定める換金を目的とした商品購入等、またはキャッシングサービス、その他暗証番号を利用するサービスもしくはその他のカードの利用状況が、不適切または社会通念に照らし容認できないなど、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。	⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、またはキャッシングサービス、その他暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスの利用状況が、社会通念に照らし容認できないなど、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。
		⑦ ⑫会員または使用者が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。
	(3)会員の都合でカードを解約する場合には当社の指示に従って届出を行い、カードを返却または、カードを裁断のうえ破棄するものとします。	(3)会員の都合でカードを解約する場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。
		(5)会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。
第26条		⑤商品購入に係る契約が解除された場合における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。
	<p>■キャッシングサービスのご案内</p> <p>(例)10万円を利用し、利用日の翌日から支払日(毎月4日で計算)まで65日とした場合 $100,000 \text{ 円} \times 15.0\% \times 65 \text{ 日} \div 366 \text{ 日} = \text{利息}2,663 \text{ 円}$ 支払予定総額 102,663 円</p>	<p>■キャッシングサービスのご案内</p> <p>(例)10万円を利用し、利用日の翌日から支払日(毎月4日で計算)まで65日とした場合 $100,000 \text{ 円} \times 15.0\% \times 65 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = \text{利息}2,671 \text{ 円}$ 支払予定総額 102,671 円 ※うるう年は年間日数を366日として計算します。</p>
	2016年10月現在	2017年11月現在